

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十九号

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 主幹

第四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 主幹は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を整理する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。